

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本内部監査協会(以下、「本会」という。)の定款(以下、「定款」という。)に定められた事項のほか、本会の会員(以下、「会員」という。)に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員

- 本会機関誌『月刊監査研究』の配布を受ける
- 会員代表者は内部監査人協会(IIA)の国際会員として登録される
- 会員向け研修会「監査問題解説コース」、「内部監査基礎コース」、「IIA監査情報解説コース」に研修費無料で参加できる
- 一般向け研修会(研修費有料)に所定の割引研修費で参加できる
- 本会ホームページの会員サイトが利用できる
- 会員を対象とする特別研究会に、それぞれの運営規約に従い、参加できる
- 会員間の交流による情報交換の意味から、希望する会員他社に対する紹介を協会に依頼することができる。
- 本会機関誌『月刊監査研究』ないし内部監査人協会(IIA)機関誌『Internal Auditor』又はそのいずれかの追加購読を希望するときは、特別購読申込書を提出し有償で配布を受けることができる

(2) IIA個人会員

- 本会機関誌『月刊監査研究』の配布を受ける
- 内部監査人協会(IIA)の国際会員として登録される
- 一般向け研修会(研修費有料)に所定の割引研修費で参加できる
- 本会ホームページの会員サイトが利用できる
- 公認内部監査人(CIA)有資格者にあつては、特別研究会「CIAフォーラム」に、運営規約に従い、参加できる
- 希望者は『月刊監査研究』に代えて内部監査人協会(IIA)機関誌『Internal Auditor』の配布を受けることができる

(3) 名誉会員

- 本会機関誌『月刊監査研究』の配布を受ける
- 内部監査人協会(IIA)の国際会員として登録される
- 本会ホームページの会員サイトが利用できる
- 希望者は『月刊監査研究』に代えて内部監査人協会(IIA)機関誌『Internal Auditor』の配布を受けることができる

Auditor』の配布を受けることができる

(入会日)

第3条 正会員及びI I A個人会員の入会日は、入会申込書を会長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

名誉会員の入会日は、会長の推薦により理事会において承認された日とする。

(退会日)

第4条 会員の退会日は、定款第10条に定める退会届出書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届出書の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第5条 定款第10条第2号4項の規定により退会させられた者は、退会の事実が発生した日から1年以内に未納会費および当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定める事項のほか、会員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、本会設立時の総会の承認により主務官庁の設立許可のあった日から施行する。

以上